

7 消 防 第 4 5 2 号

平成27年7月15日

一般社団法人京都府L P ガス協会会長 様

京都府府民生活部消防安全課長

液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対する梅雨期及び台風期
における防災態勢の強化について（通知）

平素は、京都府の液化石油ガスの保安行政の推進に格別の御協力をいただき、厚く申し上げます。

梅雨期及び台風期における豪雨などの風水害に起因した事故の防止に備えて、平成27年6月22日付け20150619商第22号で経済産業大臣から通知がありました。

つきましては、貴団体の構成員に対し、本通知を踏まえた所要の対応をするようお知らせ願います。

担 当	京 都 府 府 民 生 活 部 消 防 安 全 課 安 全 ・ 救 急 担 当
電 話	075(414)4470
F A X	075(414)4477

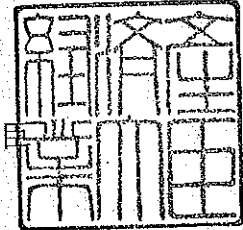
7消防第452号の
平成 27.7.-1 受
京都府

経済産業省

20150619 商第 22 号
平成 27 年 6 月 22 日

京都府知事 殿

経済産業大臣



液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対する梅雨期及び台風期
における防災態勢の強化について

上記の件について、液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対して所要の対応を求めることとしましたので貴職へも通知します。

中 防 災 第 1 4 号

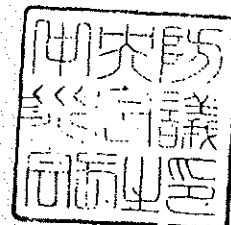
平成27年5月22日

経済産業大臣 殿

中央防災会議会長

(内閣総理大臣)

安 倍 晋



梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力をいただいているところであるが、例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水・氾濫、内水氾濫、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、竜巻等により、多数の人的被害及び住家被害が発生しており、特に昨年は、8月に広島市で発生した土砂災害を始め、全国各地で災害が発生したところである。

ついては、梅雨期及び台風期を迎えるに当たり、人命の保護を第一義とし、下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図られたい。

その際には、近年の集中豪雨の頻発及び竜巻の相次ぐ発生並びに被害状況の多様化や、風水害の危険性及び早期避難の重要性についての平時からの国民への周知、早期避難のための避難態勢の構築の徹底等、きめ細やかな取組の充実を図られたい。

特に、最近の土砂災害についても、避難勧告等が早めに発令されていれば、人的被害が減らせたと考えられることから、昨年改定された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に記載されたとおり、市町村が行う避難勧告等の発令について、空振りをおそれず早めに出すことを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供するとともに、避難勧告等が発令された場合に屋内安全確保も含め、どのような避難行動を取るべきか住民一人ひとりの認識を深めるよう日頃から周知徹底を図られたい。貴職においても、市町村が行う避難勧告等の発令に関する各種取組への積極的な協力及び関係機関に対する指導方を改めて依頼する。

記

1. 災害の発生を未然に防止するため、防災事務に従事する者の安全確保にも留意した上で、職員の参集や災害対策本部の設置等適切な災害即応態勢の確保を図り、関係機関との緊密な連携の下に、特に以下の取組について万全を期すること。

①危険箇所等の巡視・点検の徹底

河川等の氾濫、崖崩れ、土石流等災害発生のおそれのある危険箇所の巡視・点検の徹底を図るとともに、地形、地質、土地利用状況、災害履歴及び最近の降雨状況を勘案し、従来危険性を把握していなかった区域も併せて再度安全性を点検するなど、適切な措置を講ずること。

努めること。また、想定される災害の種別毎に定められる指定緊急避難場所と、指定避難所との違いについて十分に周知を図った上で市町村における指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を促進すること。

3. 視聴覚障害者等の情報が伝わりにくい要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるような措置を促す等適切な取組を推進するとともに、市町村における避難行動要支援者名簿の作成等を受けた要配慮者情報の共有の促進、福祉避難所の指定等の促進等に努めること。

4. 災害復旧事業施行中の箇所について、再度の災害発生及び復旧作業中の事故等を防止するため、気象情報等に留意しつつ警戒監視を行う等、適切な措置を講ずること。

5. 災害が発生した場合、ボランティアによる支援活動が円滑に行われるよう、地方公共団体、社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を促進し、必要な情報の提供を行うとともに受援体制の整備促進に努めること。また、ボランティアを受け入れるに当たっては、ボランティア保険への加入奨励、危険な作業の回避等の安全確保対策を十分に講じるよう普及啓発を促進すること。

以上